

平成 1 7 年度 第 1 6 回 定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 1 7 年 1 2 月 7 日 (水) 午前 9 時 0 0 分

場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

第16回定例会議事日程

1 日 時 平成17年12月7日(水) 午前9時

2 場 所 八王子市役所 8階 801会議室

3 会議に付すべき事件

第1 第39号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告について

第2 第40号議案 八王子市社会教育委員会議への諮問について

4 報 告 事 項

富士森公園フットサルコート事業者の決定について (スポーツ振興課)

その他報告

八王子市教育委員会

出席委員（5名）

委員 長	（1番）	小田原 榮
委員	（2番）	細野 助博
委員	（3番）	川上 克美
委員	（4番）	齋藤 健児
教育 長	（5番）	石川 和昭

欠席委員（なし）

教育委員会事務局

教育 長（再掲）	石川 和昭
学校 教育部 長	坂本 誠
学校 教育部 参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	岡本 昌己
教育 総務 課 長	望月 正人
学校 教育部 主幹 （企画調整担当）	鎌田 晴義
施設 整備 課 長	穂坂 敏明
学 事 課 長	小泉 和男
学校 教育部 主幹 （学区等調整担当兼特別 支援教育・指導事務担当）	小海 清秀
指導室 指導 主事	朴木 一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷 文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当） 兼図書館長事務取扱	西野 栄男
生涯学習スポーツ部主幹 （企画調整担当） 兼生涯学習総務課長	米山 満明
スポーツ 振興 課 長	山本 保仁
学 習 支 援 課 長	高橋 敏夫

文 化 財 課 長	佐 藤 広
生涯学習スポーツ部主幹	
(体 育 館 担 当)	福 田 隆 一
教 育 総 務 課 主 査	小 柳 悟
生涯学習総務課主査	宮 木 高 一

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査	志 萱 龍一郎
担 当 者	後 藤 浩 之
担 当 者	石 川 暢 人

【午前9時00分開会】

小田原委員長 本日の委員の出席は5名でございますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

それでは、これより平成17年度第16回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 2番 細野助博委員 を指名いたします。

それでは、日程に従いまして、進行してまいります。

日程第1、第39号議案 市議会定例会提出議案の意見聴取に関する事務処理の報告についてを議題に供します。

本案について、教育総務課から御説明をいただきます。

望月教育総務課長 それでは第39号議案について御説明いたします。

本件につきましては、2枚目の資料、市長から委員長あての意見聴取の資料がございますけれども、11月24日付で八王子市教育委員会教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定、これを市議会に提出するに当たりまして、市長から意見を求められたということでございます。

同日付で市議会に提出するという日程の中で、本委員会が招集されるいとまがなかったものですから、教育長におきまして臨時代理し、異議ないものとして事務処理をいたしました。

内容につきましては、人事院勧告を受けまして、0.05月分の期末手当の引き上げということで、それを反映させたものでございますが、これにつきましては、一般職員の関係の労使交渉がありまして、それが11月24日の午前に妥結したということございまして、そんな中で、日程が非常に厳しい中で、こちらの教育委員会のほうにも意見聴取、委員会で審議するといういとまがなかったということでございます。教育長の期末手当につきましても、人事院勧告を受けて、年間で4.45月分にしたという内容でございます。

そういった事務処理をいたしましたので、御承認をお願いしたいということでございます。以上です。

小田原委員長 教育総務課からの報告は終わりました。

本案について御質疑はございませんか。

齋藤委員 この内容については、人事院勧告に基づいていることとありますし、既に決定し

たことであろうと思いますし、かつ教育長の激務から考えますと、私もちょっと計算をしてみたんですが、妥当なところかなというような感じも受けているんですが、市民感覚からしてちょっとひっかかるところが1点あって、確認をとりたいたんですが、今回24日に決定したことによって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に基づいて市長が教育委員会に意見を求めたわけですよ。本来であるならば、そこで定例会が開かれて、議論されて市長のほうに戻せば、何ら問題がないと思うんですよ。

ただ、問題はここで時間がなかったために、教育長による専決との報告があったわけですが、ということは、平たく言うと、教育長の自分のことに対して市長からお伺いがあって、それに対して教育長が、自分のことで、結構ですという話をしたということになるわけですよ。おそらく、そういうことって、行政の中ではよくあることだと思うんです。進退なんかでも、そういうことだと思うんですが、1つ聞きたいんですが、私の勉強不足だったら御勘弁いただきたいんですが、人事院勧告って何月ごろに出ますか。

小田原委員長 その前に、給与なり賞与なりはこうして決定されるんですということを言わないといけないんじゃないですか。いきなり今回妥結したからという話になっちゃうと、違うんでしょう。

望月教育総務課長 もともとの流れは、人事院勧告で、中身的には一般職員と、それから、人事院勧告の中に指定管理職というのもございますけれども、人事院勧告自体は、一般の職員以外に特別職というものについての人事院勧告というのはございません。特別職についてこういう額にしろというものはもともとありませんけれども、一般的にどこの市でも一般職員の給料に合わせるような形で、改定をするということになっております。本俸自体は、特別職の報酬審議会というところで決めております。今回は期末手当だけの改正でございまして、もし本俸を動かす場合は、人事院勧告を受けて、それで特別職の報酬審議会の答申を経て、特別職の給料を定めるということになっておりますが、今回は手当ということで、本俸そのものにかかわらないということで、本俸ではないので、審議会にはかけなかったという経過がございます。期末手当についても、おおむね一般職の支給割合といいますか、支給率何カ月分というものと同じような形で決めるということをおおむねとして決めているという中で決めたというところでございます。

小田原委員長 よろしいですか。

齋藤委員 別にとやかく言ってもしょうがないことなんですけれども、1つ私思ったのは、

たしか新聞で、私記憶が間違いだったらいけないんですが、期末の手当のことについての人事院勧告って8月ごろに出ると思うんです。仮に8月だとするならば、3カ月くらいあるわけじゃないですか。その間におそらく組合だとか、いろんな調整をしているということはわかるんですが、それでも予想されるわけじゃないですか、人事院勧告で、もうほとんどそれで決定してしまうわけですから。だから、私は、事前に9月だとか、10月の定例会に、おそらくこういう形でなるでしょうと。組合の話合いがぎりぎりになるので、おそらく教育長の専決で、こういう形で決まると予想されると。だから、あらかじめ御了承いただきたいというような報告は、事前にできたんじゃないかと思うんですが。そういうものが事前であれば、何ら問題ないような気がするんですよ。

望月教育総務課長　いろいろ考え方があるかなとは思いますが、地教行法で定めております教育委員会にあらかじめ意見を聞くということ、その意見を聞く内容について、それぞれ内容に軽重もあるかなと思います。意見の聞き方についても、各市の裁量の中でやっております。市によっては、別段こういった文書をもって聴取するというのではなくて、例えばあらかじめ市長と教育委員との懇談の中で、そういった意見交換をするという中で対応できるものと、そうでないものと分けることもあります。そんなことからしたときに、市長部局のほうでは、一応型どおりのことで、こういった意見聴取をしているわけですが、こういったものまで、このような対応をしなきゃいけないのかなということも検討しなきゃいけないのかなとは、ちょっと思います。

いずれにしても、きちんと意見聴取ということをはんとうに実のあるものにするためにも、そこら辺の区分けということも、きちんとしなきゃいけないのかなと思います。

齋藤委員　言われていることはよくわかるんですけれども、何を軽いとするか、何を重いとするかというのは非常に難しい問題だとは思いますが、ただ、私が教育長だったらと思ったときに、痛い腹を疑われたくもないし、事前にやっぱりそういう話があるんだったら、あらかじめ御了承いただきたいというふうにやってもらったほうが楽だろうと思って、そのほうが、流れとしては問題なく流れていくんじゃないかなと思ったので、発言させていただきました。そんなところです。

小田原委員長　では、御意見はありますか。

細野委員　私は、人事院勧告には従う必要はないと思うんです。ただ、言えることは、その報酬分にあったような機能をしてくれればいいですよ。だから、優秀な教育長というものを

お招きするためには、それぐらいの報酬が必要であるということを、八王子市長及び八王子市自身が判断すればいいことであって、教育が一番大事だといったら、その教育長というものは、これぐらいの人材が欲しいんだ、だから、これぐらいの報酬を出すんだと、こういう話に私はしてほしい。こういう観点からやってほしい。

なぜかという、今みんなリストラしているわけですよ。賃金も下がっている。デフレ状態。何で上げる必要があるんだ、これが、人事院勧告に対する私の意見です。それに遇したような形で人材を採るためにはこれだけの報酬が必要なんだと、こういう形で考えてほしい。これが、私の意見です。

小田原委員長 出し方が、僕があえて流れの説明を求めたのは、今、細野委員が出されたけれど、組合と妥結して、人事院が勧告したからとかなんとかというのは流れではなくて、審議会で、これは条例で決定するものであって、それを地教行法は、教育に関することについて意見を求めるからこれが必要なんだと、それで時間がなかったという話ですよ。要は、これが妥当であると判断したというその妥当性を説明すべきなんだと思うんです。ぜひ、そういうことで、私たちにこの承認を求めるとすれば、そこが観点だということやっていただきたい。

細野委員は、そういう観点から、これは妥当だと考えると、ほかは、いろいろ意見があるかもしれないけれどもということですね。

では、お諮りいたします。御質疑、御意見ないようでしたら、ただいま議題となっております第39号議案については、御報告のとおり承認するということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 では、御異議ないものと認めます。そのように決定することで、よろしくお願ひいたします。

小田原委員長 それでは次に、日程第2、第40号議案 八王子市社会教育委員会議への諮問についてを議題に供します。

本案について、生涯学習総務課から説明お願ひいたします。

米山生涯学習総務課長 それでは、第40号議案 八王子市社会教育委員会議への諮問について御説明させていただきます。

説明に入る前に、まず国の動向を若干説明し、あるいは都の動向を説明しながら、この諮問の内容について説明したいと思います。

まず第1点として、国の動向でございますが、青少年に関する国の施策としては、平成15年6月に青少年育成推進本部というのが立ち上げられました。これは、本部長は内閣総理大臣、副本部長に絡む文部科学、あるいは国家公安、法務、厚生労働という方の中で立ち上げて、本部会議で推進を、青少年行政の総合的かつ計画的な推進ということで立ち上げられております。

もう1点、東京都の動向でございますが、東京都については、平成16年8月に、東京都青少年育成総合対策推進本部ということで、東京都の立花副知事で本部が発足しております。その前段として、国としては、青少年の育成施策大綱ということの中で、青少年の総合的な大綱が定められております。もう1点、東京都については、生涯学習審議会の答申の中で、地域の教育プラットフォームモデル事業の展開ということで今事業を進めています。

こういった国、あるいは東京都の動向を踏まえながら、八王子市としても、青少年の育成計画が昨年定められたところでございます。そういった中で、青少年の育成に関する社会教育部分については、もう一度調査・研究して、社会教育の育成、あるいは支援について考えていく必要があるだろうという中で、社会教育委員のほうに、さまざまな視点での検討をお願いしたいと考えまして、諮問を出す予定でございます。

では、青少年の諮問の理由について、宮木課長補佐が説明いたします。

宮木生涯学習総務課主査　　まず諮問事項と理由について、読ませていただきます。

諮問事項。青少年の成長を支援するための社会教育について。

諮問理由。本市の次代を担う青少年の健全育成は、重要な課題であり、これまでも繰り返し取り組んできたところである。しかし、少子化、核家族化、都市化、情報化等は一層進んでおり、人間関係や地域社会のつながりの希薄化等により、家庭や地域の教育力が低下していることは各方面から指摘されている。また、青少年自身の無気力、目的意識や忍耐力のなさもニート、フリーターが増える一因と考えられている。そうした中、青少年について議論されるとき、その視点は青少年の問題行動や周辺環境の悪化にどう対応すべきかが中心になりがちである。

社会教育として目指すべきは、青少年が一人の人間として成長していく上で、将来に対し希望を持ち、充実した日々を送り自立できるように導くことにある。

このような考え方で、青少年の現状とその背景、また、既存の施策を検証するとともに、青少年が一人一人が目標を持ち、自分を大切にするために、それぞれが持っている可能性を引き出し、その成長を助けるために社会教育が担うべきことは何かを御検討いただきたい。

ということでございます。

今回この内容で諮問をしたい理由といたしましては、現在超高齢化、人口減少、成熟社会に向けた取り組みが急務でありまして、社会教育としましても、今後の社会経済を担っていく青少年を学校教育とともに育成していくことが、今取り組まなければならないことと考えました。また、既存の計画や施策と異なる視点とすべく、青少年のマイナス面ばかりを取り上げるのではなく、プラス面を評価して伸ばしていくことを考えております。そして、目標を持って自立に向けて成長していくという内容から、対象年齢は大体24歳ぐらいまでを想定しております。

答申までのスケジュールと、参考となると思われる法令や調査研究資料名は、2枚目に記しております。

説明は、以上でございます。

小田原委員長 生涯学習総務課からの説明は終わりました。

本案についての御質問はございませんか。

細野委員 まず1つ目、学校教育との連携をどういう形でしたいと考えているのか、2つ目、なぜ24歳で区切ったのか、合理的な説明をお願いしたい。

米山生涯学習総務課長 学校教育との連携についてでございますが、具体的というか、イメージで、社会教育委員会議で最終的に諮問をお願いするわけですから、その部分については、私ども事務局としての考え方という形になりますけれども、よろしいでしょうか。

事務局としては、基本的には学校という施設が一つあると思います。社会教育をするためには、人・物・金という3要素があると思いますけれども、学校という場所をまず、活用をどうにかできないかという部分でございます。

その中で、一つには今、総合型地域スポーツクラブの考え方の中で、子どもたちの関係がございます。あとは、随分前に学校開放という形の中で、社会教育委員から答申をいただいておりますので、その中で、学校の施設を使って子どもたちの社会教育分野は何かできないかという部分が一つ検討のポイントになるのかなと思います。

もう一つは、地域にある社会教育施設、あるいはコミュニティセンター、その辺の部分の

活動の場をどうにかできないかという部分の視点が一つあると思います。あとは、地域の子どもの団体もございまして、子ども会などとの連携をどう図っていくか。

それから、もう一つ重要なのは、学校との地域社会との連携が一番のポイントになるのかなと思っています。やはり地域の中で、学校というのは、自分たちが生まれ育って教育を受けた場所ですので、そこに住んでいる人たちが非常にポイントになってくると思いますので、そこが一つどういう形で落としどころにするかが、一つのポイントになってくると思います。

2点目の御質問、24歳未満にしたというところの部分でございますけれども、通常東京都の健全育成条例の場合には、18歳以下という形になっているんですけども、東京都、あるいは国等で、24歳というような押さえがあるんです。何歳以下という部分については、私ども非常に議論したんですね。30歳以下にしようという議論もありますし、いや、18歳以下に絞ろうという議論もありました。そこで、青少年という形の中で、大学が終わるのは22歳という中で、一つの目安として、24歳前後という形にしていきたいという結論を出したんですけど、学校教育、あるいは大学の教育が終わって2年間ぐらいで社会に巣立っていく、その年齢までを考えればいいだろうと。その前に社会人になっている方もおりますけれども、多数の方々が、そういう方々が多いという形で、そこで24歳前後という形の絞り込みをさせていただきます。どこかで区切らなきゃいけない部分がございますので、そういう形にさせていただこうかなと思っています。

小田原委員長 御質問は、そのほかによろしいですか。

では、御意見ございましたら、どうぞ。

細野委員 まず1つ、学校教育との連携って、何で僕が言ったかということ、学校のシステムが、子どもたちのキャリアデザインに対しては、かなり指導力を持っているはずですよ。大学出た、それから、2年間ぐらい、第二新卒というから、景気のいいときは、ほうっておいても何らかの形ができるかもしれない。でも現在はそうじゃない。ニート、フリーターというのは、30ぐらいまでずっと続いているわけです。それをどうするかということ、これは、学校教育期間との連携を考えたら、30ぐらいまでは本来やるべきことなんですよ。今の社会教育の青少年といった場合には、30ぐらいまで考えないとだめなんです。22ぐらいから後が問題なんですよ。そのところをどう考えているかというのが1つ。

もう1つ、この青少年の現状と背景、それから既存の施策というときに、具体的にデータを示してほしい。施策の評価もそうです。できるだけデータでそろえていただきたい。我々

がそれを見ます。諮問した結果を見ます。評価をするということを考えてほしい。

以上です。

米山生涯学習総務課長 一応データについては、当然青少年の生活状況とか、そういうデータがありますので、それを利用するしないも含めて考えています。あとは新たにアンケートをとるかで、データを、必要な場合にやっていきたいという形を考えています。

それから、当然その評価という点については、きちんとした評価をしていかなきゃならないと考えております。それについては、その辺の指定も含めて議論していきたいと考えております。

あと、ニート、フリーターが増加していることもあり、30歳まで考える必要があるのではという点ですが、それについては、その問題は我々でも非常に議論になった点で、なぜ24歳と確定できないのかということ、やはりニート、フリーターの問題までは、それは当然入れるべきだ、入れないべきだという議論が今分かれている部分があるんですね。当然就業というところまでを考えると、特にニート、フリーターが今かなり社会問題になっていますので、30歳まで延びる可能性が非常に高いと思っています。それは、教育としてどこまでできるかということと、産業振興と連携しながらということと、その辺の情報を収集しながらやっていきたいと考えています。

細野委員 まだ狭くとらえていて、知恵を出していない。要するに、まあまあ豊かな社会になって、バブルが崩壊したとか不景気だとかいわれているけれども、餓死者というのは、ひとり暮らしの独居老人どうのこうのを除いて、餓死者はいないですよ。充分豊かなんです。それから、親、あるいは母親が何らかの形で青少年に対する経済的な支援をしているから、今ここまで来ているわけです。そうしたときに、就労だけじゃなくて、25、26なってからまた大学に来ている、あるいは高校にもう一回行ってもいいかもしれない。そういうところのスムーズな、要するにキャリアデザインの学校と、社会と行ったり来たりしながら、迷っていきながら、自分の最適な道を見つけていくんだよ、そういうルートをつけてあげましょう、これが社会教育だと、僕は思うんです。だから、学校教育との連携という話をしたわけです。だから、就労だけじゃないんです。今は社会人で教育のほうへもう一回戻ったりしているじゃないですか。そういうところを、この社会教育のほうでどういう連携をしていくのか、大学と、あるいは高校でもいい、学校教育とどういう形で連携するのかということを考えてほしいと思います。したがって、そうすると、30ぐらいまでは、まだまだ青少年と

考えてもおかしくない。

小田原委員長　そう考えたときに、文面にある「社会教育として目指すべきは、青少年が一人の人間として成長していくうえで、将来に対し希望を持ち、充実した日々を送り自立できるように導くことにある」というこの部分というのは、ずれてきませんか。社会教育が「導くことにある」はいいですか。

では、ほかに御意見ございませんか。

細野委員　だから、諮問の内容は、我々が精査しましょう。

齋藤委員　あくまでも個人的な意見なんですけれども、社会教育委員と、前々から言っているんですけども、どこかで、お忙しいとは思いますが、懇談のようなものが開けなかなという事は思っているんです。年に一回でもいい、個人的にはそう思っているんですけども。

小田原委員長　それについてどうですか。

米山生涯学習総務課長　以前にもそういう御意見をいただいたので、社会教育委員のほうにそれを伝えました。そうしましたら、ぜひやりたいということをおっしゃるので、調整はさせていただきたいと思います。

小田原委員長　これは、細野委員は、評価も見るんだという話があったんですけど、この答申が出てくるのが、平成19年の7月だよ。

細野委員　スケジュールを見ると、中間報告も出るじゃないですか。

米山生涯学習総務課長　はい。中間報告で、そこで修正をきかせたいと思っております。

小田原委員長　いわゆる日程は、それでいいということですか。

米山生涯学習総務課長　日程については、青少年に関する現在の状況等調査とかしているんですけども、青少年関係のいろいろな報告書なんか非常に多いので、結構量的にかなり厳しい部分もありますし、あと一つは、中間報告をするというのは、当然そこである程度修正を加えなきゃならない部分があると、私ども考えておりますので、中間報告の段階で新たな意見、あるいはそういうのを聞きながら最終的な答申に持っていきたいというのが、私どもの考えでございます。

細野委員　既存の調査研究があるといいましたよね。それが、青少年を何歳までと定義しているのがあると思う。30歳ぐらいまでは青少年なんだよという形で調査しているものはどれぐらいあるかと関係してくると思うんですよ。皆さんが24歳と考えるのは、そういっ

た調査研究が大体24歳でやっているんだと思うんですけども、それだけじゃなくてそれ以降のことも、追加的な調査もやっぱりやらないといけないと思うんですね。もし皆さんが30歳までを合理的なものとして考えるならばということです。そのあたりのことも、少し検討していただきたい。

米山生涯学習総務課長 青少年白書というのと、子どもの生活実態調査という経年できちんと行われる調査があるんですね。その中では、基本的には青少年白書については24歳以下という形になっているんですね。ただ、その中でも、かなりニート、フリーターの問題が出てきていますので、当然そういう調査も変わってくるのかなと、ちょっと個人的には考えております。

細野委員 国の青少年育成施策大綱は30歳を見ているんです。私はこちらの考え方の方が賢いと思うんですね。

小田原委員長 だから、細野委員が言っているのは、年齢が24だというときに、その上の部分の動きが既にあるわけだから、そのところをしっかりと見据えて考えていく必要があるということなんですよ。

米山生涯学習総務課長 とりあえず先ほどの24歳前後と言っている部分は、当然対策が出てきたときに、年齢では区切られない部分が出てくると思っております。ただ、見方としては、やっぱりある程度、この辺の年齢までというアバウトな期間、今のところは決めさせていただきたいと思います。

細野委員 だから、アバウトじゃなくて、皆さんがどういう政策をとろうとするときに、どこまでをターゲットにするのかというのを、それをはっきりしないといけないということですよ。

米山生涯学習総務課長 はい。

細野委員 だから、24歳というのでは、これは差し戻しですよ。もう一回考えてほしい。

小田原委員長 先ほど私が、理念のこの2行、3行のところをお話したのは、自立するようにつながることを諮問するんじゃなくて、もっと別な観点というのか、希望を持って自立できるように導くというのは、学校課程というところのほうが大きいわけなんですよ。もっとその先のキャリアデザインにかかわってくるかどうかというのは、そこで考えてもらうとして、社会教育そのものが何を担っていくのかということになっていくんじゃないですか。

ほかの皆さんは、いかがですか。川上委員、社会教育委員を経験した上で、いかがですか。

川上委員　そもそも社会教育というものが、つかみどころがないものなんです、私は、社会教育の中に、学校教育があると思うんです。だから、今問題になっている青少年なんかは、小さなときの教育大きく影響している。学校教育との関係というのを、先ほど、御意見の中から伺って、私は、そう感じていたんです。ですから、社会教育として何をするとされたときに、具体的にこうというものはイメージできない。そうすると、やはり、年齢をどこで区切るということではなくて、主に青少年というのはどこまでかといったときに、どこからいい、どこからだめというものではないと思うんです。でも、何かどこかで線を引かなければならないだろうというような気はいたします。

菊谷生涯学習スポーツ部長　細野委員のほうからお話がありましたけれども、本件は教育委員会からの諮問ということですから、教育委員会の了解が得られませんか、諮問できないわけですが、文言的にも、この諮問事項、諮問理由で特に問題なければ、今、教育委員会の中で議論がされていたような内容を、社会教育委員のほうにお伝えをして、それを踏まえて議論していただくということで、ぜひ取りまとめをしていただければありがたいんですが。

細野委員　いいですよ。

小田原委員長　そういう生涯学習スポーツ部長の要請がありますけれども、川上委員は、社会教育を、学校教育を含めた形でとらえるという視点というのかな、お考えを述べられたんですけれども、それについてはどうですか。課長は、地域との連携とか、いわゆる施設的な部分とか、連携の部分で話されたんですけれども、この「自立できるように導く」というのは、学校教育を含めて、社会教育全般が担っていくものだろうと。だから、学校教育については、こうだということも触れてくれればいいわけだね。

細野委員　文言の中に、「学校教育との戦略的な連携を図りながら」と、その一文が欲しいんです。

米山生涯学習総務課長　今言われている部分の語句の訂正と、もう一つ今委員から言われた部分の年齢的な部分、あるいはキャリアデザインの部分、あるいは学校教育等を含めた社会教育という部分等を、社会教育委員のほうには説明しながら、そういう形で取りまとめをお願いするような形で諮問をしたいと思います。

小田原委員長　諮問事項は、「青少年の成長を支援するための社会教育について」という非常に大きなタイトルで諮問をして、理由については、今の御意見を含めて、理由にするという

ことですね。よろしいですか。

社会教育委員も、教育委員の皆さんも忙しい中で、接触をする機会を持つというと、その忙しい中にそういうのを含めるわけだから、私は、こういう話というのはできるだけ早い時間に提示することが必要だろうと思うんだけど、余り急いでも、中身が薄くなってしまふわけですから、きちんとしたものをつくるためには、時間をかけてということになりますので、教育委員との会合を持たなきゃいけないということではなくて、それも含めながら、とりあえず中間報告をしっかりとやっていただきたいということをお願いしたいと思いますけれど、よろしゅうございますか。

それでは、ただいま議題となっております第40号議案については、先ほど申し上げたような形で進めていただくということに決定したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

よって第40号議案については、そのように決定することにいたしました。

では、よろしく申し上げます。

小田原委員長 議案については以上ですが、次に、報告事項に移ります。

まずスポーツ振興課から順次報告をお願いいたします。

山本スポーツ振興課長 富士森公園の中にございました市民プールを廃止しまして、その跡地にフットサルコートをつくることについては、以前の定例会のほうでも御承認いただいているわけですが、11月25日に、その跡地にフットサルコートを設置する事業者の選定委員会が開かれました。その中で、これからお話しするような内容で、業者が内定ということになりますので、御報告をさせていただきます。

今回このフットサルコート事業者の募集につきましては、7社から応募がありました。7社のうち、第一次選定委員会において5社に絞りまして、この5社が今、手元にお渡ししました資料にある5つの団体になるわけでございます。この5つの団体について、特に八王子市都市公園指定管理者等選定委員会におきまして審査をしたところ、表にございます体建・クーバーフットサルプロジェクトチームについて、ここが一番適切だということで報告をいただいているところでございます。

その理由としましては、この体建・クーバーフットサルプロジェクトチームにつきましては、各項目の中で、公園施設としての適格性というところが、団体Bの82点に対して78ということで2位になっておりますが、そのほかの安全性、快適性、利便性、また、サービス・公平性、効率的な管理運営、安定・継続した管理運営能力、また、個人情報の保護とか、危機管理体制に対応する運営という点、ほかのすべてについて1位ということで、最高得点を獲得しておりますので、この団体ということになりました。

また、特に委員からは、この中で、現在お手元のほうに施設の一覧表がございますが、そちらのほうで見ていただくとわかるんですけども、この団体の提案したコートにつきましては、3面とも側面から観測することが可能な形に設計されているという、この点につきましては、他の4つの団体のどこにも見られない工夫であって、見るスポーツという観点から評価できる。また、サッカースクール等に通う子どもの保護者、関係者がそういったところから見守ることができるという点で、高く評価されるとしております。

また、図面ではございませんけれども、運営内容につきましては、コート自体が特定チームに独占的に使用されるおそれがないというのが、ヒアリングの中で浮かんできております。

また、この団体は、研修を積んだ知識豊富な正社員3人を常時配置し、責任ある体制で管理運営を行うという提案がなされておまして、ほかの4団体については、正社員は1人ないし2人がせいぜいというところがございます、あとは、その状況に応じて臨時職員を配置するという提案でございました。

また、他の団体に比べてこの団体は、計画が具体的で、各分野においてあらかじめ公表した評価基準にのっとった検討がなされていたという点も、評価されております。

そんなことで、5団体のうちから、体建・クーバーフットサルプロジェクトチームが最高得点を取りまして、その結果、この業者にすることが望ましいということで報告をいただいております。

この後の手続ということになりますけれども、この段階ではまだ内定でございますが、今後この団体が具体的に計画を立てまして、建築確認等が必要な建物もございますので、建築確認の申請とか、そういう形に入っていただくわけでございますが、具体的に団体から市長あてに設置をしたいという申請をいただきまして、それを市長が許可をするという形でスタートすることになります。今のところ3月下旬にオープンを目指して進める計画にはなっておりますが、具体的な部分につきましては、申請書が出された段階で改めて、皆さん方のほう

には、詳しく御説明をさせていただければと思います。

以上でございます。

小田原委員長 御説明は終わりました。

本件についての御質疑はございませんか。

細野委員 この指定管理者制度による運営、契約は何年ですか。

山本スポーツ振興課長 今回のケースは指定管理者制度とは違う制度なんですけど、期間については10年ということで設定しております。

細野委員 10年間、これは変えられないんですか。

山本スポーツ振興課長 使用許可ですので、団体側との許可条件の中で変えることは可能だと明記したいと思っておりますが、一応市側は、10年間許可しますということで対応することになります。

細野委員 何でそれを聞くかということ、今はフットサルがブームかもしれないけれども、そうでなくなったときに、投資してくれないと困るわけですよ、民設民営だからね。そうすると、10年投資もしないでそのままにしておくという、非常に困ってしまう。もう一回、じゃあ、これをまた別の施設にしようかというときに、10年でというのはいかなものかと、私は思うんですよ。例えば5年間やった後は、1年ずつインクリメントするとか、そういうことは考えられないんでしょうか。

山本スポーツ振興課長 5年という点につきましては、当初は5年で考えておりましたが、いろいろ検討していく中で、5年では、民間業者が建物を建てて、この業者の場合は、工事費が大体1億2,000万円から1億3,000万円を予定している施設なものですから、そこからある程度の収益を得て利益を出すには、とても5年では難しいんじゃないかということもございまして、募集する段階で10年に変えたところでございます。ただ、10年につきましては、これは地代のような形で公園使用料をもらう形になっておりますが、その使用料という点について、応募の段階で、条例の改正により、使用料は変わる可能性がありますということを使う中で、余り利益が大きい場合には、ある程度そので対応していくというような考え方で現在検討しています。

今、細野委員からいただいたその後の対応については、この中でも、選定委員会からも指摘されているんですが、年に一、二回は行政側との懇談会を開き、それぞれ事業概要、事業報告などをし、年に一回は会計監査的な事業監査をして、その中で調整をとっていくように

ということも言われております。そういう中で、例えば投資がされないというお話でしたが、大体5年たちますと、この人工芝は傷んでくるということで、五、六年のうちには張りかえをしなきゃならないということも聞いておりますので、そういう部分についてもチェックをしていきたいと、そのように思っているところです。

細野委員　だから、そこなだけけれども、民設民営にすることの意義って、どういうことかということなんです。5年ぐらいで企業努力して黒字に持っていかなくて、民設民営にする意味ないんじゃないかと、私は思う。なぜかという、ブームというのは5年もたてばどうなるかわからないんですよ。10年それをやってくださいということは、彼らのことを縛ることになるし、ひょっとすると、5年にしたほうが、彼らもまた、その事業を見直すこともできるかもしれない、あるいは5年で元とろうと思って必死になるかもしれない。いろいろ工夫してもらいたい。そうしたら、5年ぐらいでもう元をとるように十分考えてほしい、あとは1年ごとにインクリメントするよと言ったほうが合理的ではないかと、私は思うんですが。

山本スポーツ振興課長　今の部分につきましては、経営能力といいますか、そういった考え方でお話ししたらいいかと思うんですが、実は選定委員会の中でも、採点項目にあります安定、あるいは継続した管理運営能力という部分でも評価をしております、体建・クーバーフットサルプロジェクトチームというこの団体は、フットサルだけが中心ではありません。どちらかという、サッカースクールが中心となっている、世界的にも名の知れている団体ということでございます。既に全国で43カ所のサッカースクールを運営しておりますし、フットサル施設についても、6施設を自分たちでつくって管理運営しているというような実績もございまして、そういう点も含めて、また、施設のほうの「体建」というのは短縮した名前でございますが、正式な名前は、体育施設建設株式会社という、運動施設建設のほうでは中堅の企業でございます。八王子市の指定業者の登録もしている、しっかりとした団体というようなこともございまして、このチームに決めたと、そんな経過でございます。ですから、フットサルについては、ある程度の段階で下火になったとしても、サッカーが10年で終わるという感じは、この選定委員の皆さん方は思っていなかったようですので、そんなことから、ここが高得点を取ったのではないかと、そのように感じているところでございます。

小田原委員長　いかがですか。

川上委員　このイメージ図を見せていただいて、一つ思ったんですけれども、フットサルコ

ートが3面ありますけれども、照明がみんな違うんですね。果たしてこれで照明が大丈夫なのかが一点。もう一点、私は保土ヶ谷のバイパスを通過して参りますけれども、そこに大きな競技場があって、大きな照明がある。当然その競技場を照らす照明だと思いますけれど、車に対してものすごく照明が入ってきて、危険だと思っていることがあるんです。このコートも前を車が通るようですから、この照明の向きというものによほど気をつけないと、ほかの周りの車に対しての迷惑になるというようなことがあるかなと、図をちょっと前初めて見て、そう思いました。

山本スポーツ振興課長 照明の点につきましては、周りじゅう木々があるので、今現在左側にちょっとテニスコートの絵が書いてありますが、こちらのほうにもテニスコートがあって、特に問題はないと思っておりましたが、この体育施設建設株式会社は、いろいろそういう点で今までの過去の工事例から、そういう苦情が出ているケースがあるということで、この照明については、コートを中心に照らすけれど、外にはあまり明かりが行かないというような工夫をされている照明設備ということで、それも評価された一つの点でございます。

齋藤委員 一つ参考までにお伺いしたいんですが、採点項目にある快適性の中で、これはちょっと私思ったんですが、これは全部屋外というのが条件だったんですか。

山本スポーツ振興課長 特に屋外という条件は出ませんでした。一時、応募団体の中には、屋根をつけてやろうというところを考えて、建築指導のほうにも相談に行った団体があったようですが、いろいろ検討して、その収益とか、また、建築基準法上の問題かもわかりませんが、結果的に出してきたときには、すべて屋外の、屋根がついていない形で出されてまいりました。

齋藤委員 もしその条件がなかったとすると、最近、フットサルの番組なんか、夜中にやっているのを私もよく見るんですが、みんな室内ですよ。これから先考えたときに、いろいろな団体が利用するときに、やっぱり雨が降っては、できるのかもしれないけれども、利用しないケースが多いんだと思うんですよ。そういったことを考えたときに、もうこれは決定したことだから、今さら言ってもしょうがないかもしれませんが、ちょっと検討の余地があったかなと今、少し思いました。

あと、川上委員がおっしゃったように、ここの場所は、私も、もちろん、よく存じておりますが、このパーツで言うと、恐らく右上のところの道が、第七小から上がって行く道ですよ。

山本スポーツ振興課長 さようございます。

齋藤委員 この道は将来的に広く整備されてくるんじゃないかなと思うんですけども、あそここの坂道は、それでなくても野球場の照明のことで相当苦情が出た場所だと、私も地元としては、よく知っているんです。そういったこともあって周りに結構な高木が立っているわけですね。やっぱり、川上委員がおっしゃるように、相当気をつけてやっていかないと、ちょっと邪魔になってしょうがないと、苦情が出る可能性があるかもしれません。検討していかないと、結構なメイン道路に将来なっていくんじゃないですか。

山本スポーツ振興課長 ちょっとイメージ図の説明をさせていただきますと、手前のところが公園の通りでございます、右側が七小に続く道になります。図面上のコートの上側に市民球場があるという形になります。ですから、右側が西側になり、手前が北側ということになります、その両方については、先ほど御意見をいただいた高木があります。この照明灯の高さは、10メートルという高さになっておりますので、周辺にある木のほうが高いという、現状では、そんな状況です。その上に、先ほど申し上げましたような業者側の考え方で、照明がコート中心に当たって、コート外のほうにはあまり漏れないような照明器具を使うということで提案をされているところでございます。

小田原委員長 仮に5年も持たなかったらどうなるんですか。それでも続けてもらうんですか。

山本スポーツ振興課長 一応10年間に対する資金計画とか、そういうものを出させておきまして、そういうものも確認した上での対応ということになりますが、10年もたなかった場合にどうなるかというのは、我々のほうでは、現時点では業者に聞いても10年もたないなんてとても言いませんので、その段階で対応してまいりたいと思っております。

小田原委員長 年間1,000万円以上の純益を上げないともたない事業であることは確かですね。

よろしいですか。では、以上の報告のとおりでよろしくお願いいたします。

では、ほかには報告事項ございますか。では、教育総務課お願いいたします。

望月教育総務課長 それでは、教育総務課のほうから、11月22日の広島市、それから、12月2日の今市市で起きました小学校女子児童の下校時の殺害事件を受けて、昨日、学校子どもの安全対策に係る学校危機管理本部会議を行いまして、そこで今後の取り組みについて取りまとめましたので、その御報告と、あわせて安全対策の事業の一環として、ここでス

タートすることになりました地域学校安全指導員の学校巡回につきまして、御報告をいたします。

昨日、学校教育部、生活安全部、こども家庭部、生涯学習部、学校長、小学校PTA連合会の会長に出席いただきまして、これまでの安全対策の中で、この事件を踏まえて、特に点検したり、新たに取り組みを強化すべき点はないかについて協議しました。

その中で、資料にありますけれども、早急に取り組むことということで順に御説明いたします。まず、下校時の保護者の迎え等ということで、人の目が届かない地域が通学路である場合に、保護者等の迎えの確認、あるいは迎えがない場合の要請ですとか、それから、特に小学校低学年の場合、今後帰宅時の確認の実施とか、あるいはその確認方法についての検討をする必要があるということ。それから、防犯パトロール、見守りということで、従前から学校安全ボランティアですとか、それから町会の方、保護者によって通学路のパトロールをいただいているわけですが、特に町会を主体に行っているパトロールにつきましては、児童の下校時間帯に合わせた形での実施を要請するというので、既にある地域では、5時から6時までのパトロールを、4時から5時半というふうに、時間を繰り上げて実施するというようなことで、既にそうしたことで取り組みを進めている地域もございます。そうしたことで、あるいは当該時間帯がなかなか、共稼ぎ家庭が多い地域ですと、御協力を得られることが困難ということもございまして、特に老人会等に働きかけていく必要があるのではないかとということでございます。

それから、パトロールカーなどのランプの回転灯なんですけれども、赤のランプというのは警察署でなければ、あるいは警察官でなければ、そういったものはつけられないわけなんですけれども、青色の回転灯について、一定程度防犯活動の実績があるものについて、警察の方でそれを許可していくという方向があるということでございますので、また、そういった回転灯をつけて巡回すると非常に効果があるというようなことで、特に徒歩で巡回できないような広域の地域のところでは、そういったことを活用していくことが必要でありますので、今後八王子警察、高尾警察に教育委員会としても要請しながら、各学校においても、そういったことを主体的に担っていただける方への要請活動をしていこうという話がございました。

それから、警察への協力要請ということでございますが、これは実はきょう、今お手元に配付した資料は、本日の8時39分に東京都のほうからファクスで来たものでございますが、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」ということで、この中に、警察のほ

うの巡回についてのことが出ておりまして、3枚目の裏のところに ということ、で、「登下校のルートや時間などに関する警察との情報の共有」という項目がございます。この中に、警察の活動として、ことしの5月に「学校周辺通学路、通学路、児童公園等の子どもに対する犯罪が発生しやすい場所において、通学時間帯などを中心として、制服警察官による警ら・警戒活動を強化する」ということで、ことしの5月から警察庁のほうで、こういった推進要領を各警察のほうに示しているということもございまして、こういうことを受けて、全国の都道府県教育長会議の中でもこういったことが議論されたようではございますけれども、当市におきましても、警察のほうへ、また、地元のパトロールについても特に子どもの時間帯へのパトロールの強化を要請していきたいと思っております。

きのうも、生活安全部の中に八王子警察派遣の職員がいるんですけども、警察の時間のローテーションがあるんですが、それを組み替えていくといいですか、ローテーションを少し変えればできるということがございましたので、あわせてそんなことも、八王子警察のほうに要請していきたいと思っております。

それから、通学路点検見直しでございますが、これについても、昨日の全国都道府県教育長会議でも話し合われておりますけれども、交通安全の観点とともに、防犯の観点もあわせて、そういう観点からも見直しをして、必要な場合には通学路を変更すると。下校の場合については、例えば登校とか下校を別の通学路にするということについても検討していこうということが一つあります。

これらのことと、それから、本日届きました文科省からの通知をあわせまして、学校のほうにまず周知していきたいと思っております。あわせて、警察ほか、各関係機関のほうに要請と働きかけのほうを、本日以降、してまいりたいと思っております。

それから、今後の取り組みでございますが、学校と地域の連携を深めるために、日常からの交流協力関係を強化すると。これは、小P連のほうから、学校と地域の関係について、なかなか地域、学校によって温度差があると、こういった状態を一日も早く改善する必要があるんじゃないかという指摘がありまして、そういったことを、この機会を通じて、学校のほうも意識をして取り組んでいこうということでございます。

それから、中学校を中心に組織されています青少年対策地区委員会が、学校を中心とした地域という意味では、その核になっている団体だということに着目して、それが今、青少対自体が、ややもすると中学校を中心とした活動になっておりますけれども、小中連携した安

全対策といえますか、そうしたことへの重点化といえますか、そうした方向の取り組みを強めていこうというようなことを今後推進していく必要があると考えております。

それから、これも昨日の文科省の中にもありましたけれども、不審者情報の共有のあり方について検討していこうということで、来年度に向けて生活安全部のほうで、不審者情報配信についてのシステム化というのを、来年度予算に要求し、検討しておりますけれども、一方で、情報の迅速性と同時に、やはりこれは確実性ということが求められている。不確実なものを、ほんとうに大きなネット、情報を広い範囲で発信していくということの危険性もありますので、本日届いたファクスの中にもありますけれども、迅速性とあわせて確実性に配慮する、その点についての一定のルールを定めるということがありますので、それについても、詰めた検討を今後していきたいと思っております。

あわせて、ここで始まりましたスクールガードリーダーの学校巡回につきまして、志萱主査のほうから御報告いたします。

志萱教育総務課主査　それでは、地域学校安全指導員の学校巡回について御報告申し上げます。これは、以前に教育委員会定例会の中で、事業を実施する予定ですということで御報告をさせていただきましたが、今回事業を開始いたしましたので、改めて御報告をさせていただきます。

事業の概要といたしましては、国の地域ぐるみの安全体制整備推進事業を東京都を通じて受託いたしまして、行うものであります。

目的といたしましては、不審者等による犯罪から子どもを守るために、防犯の専門家や警察のOBの方を地域学校安全指導員として、小学校の巡回を委嘱いたしまして、学校や、学校安全ボランティアに対して指導・助言を行うことで、学校を中心とした地域ぐるみでの効果的・継続的な安全体制を整備することでございます。

この地域学校安全指導員の具体的な活動は、担当の小学校を月一回巡回いたしまして、学校や学校安全ボランティアに対して指導・助言を行うことですが、特にその中心となりますのが、学校安全ボランティアを対象とした講習会において、学校安全ボランティアの活動に必要な知識を与えるということでございます。

今、話もありましたが、最近起こった子どもを対象とした痛ましい事件、こういったものの防止には、地域の人の目による見守りというのが大変重要になってきます。八王子市では、学校安全ボランティアの方が各学校に登録をいただきまして、その後、登下校の見守りなど、

御協力をいただいているわけですが、中には防犯について精通している方もいらっしゃるれば、登録はしたけれど、どのように活動していいかわからないという方もいらっしゃいます。そういった方に、見守りのポイント、どういうところを見たらいいのか、どういう時間帯に立てばいいのか、また、不審者らしい人を見かけたときにどのように対応したらいいのか、そういったことを、この地域学校安全指導員が必要な知識を与えることで学校安全ボランティアの活動を支援しまして、その活動をより効果的に、そして、持続させたいというところがございます。

今回お願いしたのは10名の方で、それぞれ担当の学校を巡回していただきます。高尾山学園小学部を含めまして69校、全部の小学校を巡回していただくことになります。

既に巡回が11月末から始まっておりまして、月に一回のペースで学校を巡回します。

日程としましては、お手元の資料の表にあります。まず12月は学校へ行って、学校の状況を見る。そして、学校長から、ボランティアの方々の取り組み状況などを聴取いたしまして、そして、2回目の巡回のところで、学校安全ボランティアへの講習を行うということでございます。この際には、市長部局にも協力を依頼しまして、教育委員会事務局の部課長をはじめとする市の管理職が同席をいたしまして、日ごろの学校安全ボランティアの方への活動へのお礼や、また、今後の活動のお願いなどをする予定でございます。それ以降、2月、3月にも学校を巡回して、学校への指導・助言を行う予定になっております。

なお、名称としまして、国のほうでは「スクールガードリーダー」と呼んでいます。このうち「スクールガード」というのは、学校安全ボランティアのことを指します。「スクールガードリーダー」という名称になっておりますが、リーダーということで学校安全ボランティアの方々を先頭に立って指揮するというのではなく、学校安全ボランティアの方々の相談役、知恵袋として活動していただくということでございます。

以上でございます。

小田原委員長 御説明は以上で終わりました。

何か御質疑ございますか。

齋藤委員 意見もいろいろとあるんですが、まずスクールガードリーダーのことについて、具体的な活動において、担当の小学校とありますけれども、10名で69校ということになってくると、単純計算で1人7校ぐらいの担当の小学校になるという計算になるから、ちょっと考えたときに、11月の下旬から12月の中旬に学校の状況調査と講習会の打ち合わせ

なんていう日程のことを考えると、自分の担当のところを全部打ち合わせに回るということは物理的に難しくありませんか。この方たちは、これが専属の仕事ではないですよね。お手伝いという形で、いわゆる謝礼はある程度出すにしても、ボランティアだと思うんですね。具体的にスクールガードリーダーというのは、順調にちゃんと運営されるんでしょうか。その辺り、どうなんでしょうか。

志萱教育総務課主査　今回10名の方をお願いをしたんですが、そのうち9名が警察のOBの方、それから1名は、セキュリティーコンサルタント業者の方でございます。警察OBの方につきましては、1人2校から6校、担当を持っていただきます。1回の巡回につき、おおむね2時間程度ということで、午前1校、午後1校巡回という形をとると、6校担当していても3日で回れるということでございます。

あと、セキュリティーコンサルタント業者の方に1名お願いしておりまして、その方は、担当校が多いんですが、ただ、もともとそういった学校に対して助言をする、指導するというのを本業としている方ですので、その方につきましては、かなり精力的に毎日指導をしていただけるという状況でございます。

なお、謝礼につきましては、1校一回の巡回につきまして、3,000円ということになっております。

小田原委員長　そのほか、いかがですか。

細野委員　僕も、齋藤委員と同じ懸念をしているんだけど、はたして10名でいいのかどうか、2時間ぐらいでいいのか、3,000円ぐらいで何ができるのか、そのあたりどう考えているのかお聞きしたい。

望月教育総務課長　今まで学校安全ボランティアということで自主的にやってきていただいて、おそらくこれまでも警察の方などいろいろな相談をしてきたとは思いますが、それが自主的な活動でとどまっていたということがございます。それに対して、スクールガードリーダーということで養成して、今回初めて、こちらのほうから組織的にアドバイスしたり、具体的な指導を定期的に行っていくということで取り組むわけで、今年度初めての事業ということで実施するわけですが、それらを検証しながら来年度に向けてもっと、例えば警察OBの方も、おそらく人によってそれぞれの力があるかと思えますけれども、もっと例えば会社を入れていくべきだとかということについても、ここで3月ぐらいまでやって、さらに来年度以降については、検証しながら考えていきたいと思えます。

今回初めてということで、ちょっと手探りの状況があるんですけども、どの程度の効果ということは、いま一つ手探りの状態なので、申しわけないんですけども、こちらとしても順次、いろいろ状況を各スクールガードリーダーのほうから話を聞きながら、私どものほうも、警察や専門会社から聞きながら情報交換して、これについては進めていきたいと思えます。

小田原委員長　実施するという話が出たのはいつでしたっけ。

望月教育総務課長　今年度の始めでございます。

小田原委員長　それが、どうして今まで動かなかったんですか。こういった事件があったから始めたんですか。

望月教育総務課長　これは、もともと国の事業ではあるんですけども、国が東京都のほうに補助を出して、東京都が本市に委託するということで、全額言ってみれば国費の事業なんですけれども、それが、国のほうも、当初からスタートできなかったのがありまして、10月からスタートする予定でございました。私どものほうも10月からやる予定でいまして。ですが、そもそもこの事業は警察庁と文科省が両方で進めるという中で、スクールガードリーダーはできるだけ警察のOBを使っていこうということを趣旨に進めてきて、東京都のほうで警察OBの人選を進めるということで始めていたんですが、それがなかなか人が見つからないという状況が少しありまして、ここまで伸び伸びになってしまいました。それで、ここでやっとある程度進んできたということと同時に、これ以上警察OBがなかなか見出せないということの中で、東京都のほうの了解を得て、警備会社のほうに呼びかけて、ここでやっとそろったというところで、ちょっとおくれってしまったということでございます。もともとこの事業はやる予定でございまして、たまたまこの事件と重なってしまったということでもあります。

細野委員　2点あります。この事業をやるにあたって、八王子としては10名でいいだろうというような、そういう指導があったのかどうか、ちょっと聞きたいですね。

2つ目、国の事業でお金が出るからこれをやるんだと考えるのか、こどもの安全対策に関する市の予算がありますよね。その予算づけがあるんだから、なぜそれを優先的に使わなかったのか。国だと、7月か8月ぐらいになって、やっとお金がどうのこうのという話になると思うんだけど、それまで待つんだというような姿勢だったのか。そこら辺りのところを少しお聞きしたい。

望月教育総務課長 前段の国の指導については主査のほうから説明しますけれども、この事業の取り組み自体、おくれていたということは否定できません。昨年、学校・子ども安全対策検討会からの報告を受け、一定程度の取り組み方針を定めまして、その中で、学校において地域の防犯体制を確立していこうということで、それを継続的・効果的にやるためにそういう事業に取り組もうということで、本市としても掲げていた方針でございました。これに年度当初、国のほうで国費を使って後押ししようということがございましたので、本市としても、できるだけお金を有効に使いたいということもございまして、その事業に乗る形で進めたというのが経過でございます。おくれてしまったということについては、少し取り組みがおくれていたということについては、申しわけなかったと思っています。

志萱教育総務課主査 御質問の国の指導につきましても、特に具体的に何をというものはありませんでした。ただ、東京都を通じて聞きましたところ、国のほうは、もっと少人数でいいのではないかと考えています。その根拠については、不明でした。

私どもで10人とした理由につきましては、この事業が一日に2校巡回というのを基準にしております、八王子市の警察OBの方、協力していただける方が、それほど潤沢ではない可能性があるということがありまして、そういったOBの方に協力していただけるのは月に3日か4日であろうということからすると、回れるのは6校から8校ぐらいということから逆算をいたしまして、10名程度でいいのではないかと判断しました。実際には、それ以上探したんですが、見つからなかったという現状がございます。

また、先ほどの事業の開始につきましても、東京都のほうで10月ということで最初話がありまして、その人選につきましても、東京都教育庁と警視庁の話の中で、警視庁のほうは、人選はすべて任せろということの話が都教育庁のほうにあり、都教育庁から市教委のほうには、人選に関しては警視庁に任せてあるので、市教委は動くなという指示がございました。ところが、9月末になっても人の推薦がなかったもので、問い合わせたところ、人が集まらないで困っていると。結果的には警視庁から市教委に、市のほうで目ぼしい人はいませんかというような状況になって、そこで私どももまた、人探しに動いたというところがございます。そういったことで人選がおくれまして、事業の開始がおくれたということがございます。

小田原委員長 だったら、課長の言うように、謝る話ではないだろうと思うんですよ。こっちの対応がおくれたわけじゃないんでしょう。やろうと思っていたけれど、やるなという指

示があった。

望月教育総務課長　それも、もちろん、あります。

細野委員　だから、何も元警察OBでなくたっていいわけです。少しお金がかかるかもしれないですが、僕は業者を入れてもいっこうに構わないと思うんですよ。だから、10名と言わず、もう少し増やして、警察のOBだけに頼るんじゃなくて、そのところを、委員長は謝る必要はないと言うかもしれないけれども、私はそうは思わない。警察だけに頼るべきではなかったと、私は思います。予算づけが何もなされていないというのだったらそうかもしれないけれども、安全対策の予算づけがしてある。先手先手を打つべきことなのかなと、私は思う。

望月教育総務課長　予算につきましては、当初予算として設定してあったものではございません。私どものほうは、予算としてではなくて方針として、何らかの形で地域のボランティア、地域の防犯活動を強化していくということを、予算をかけずにやっていこうと思っていたんですけども、国のほうでこういったものを始めようと、東京都からも打診もあって始めたということで、予算自体は、10月にセットされるという状況でございました。

それから、確かに国の動きは、いろいろこちらに指示があったりとかということはありませんでしたが、弾力的なことができなかったかなというようなところが、あるいはもう少し国や都にも働きかけてやっていくという方向性も検討すべきだったかもしれないと思っています。

細野委員　今度は、予算づけしてあるの。

坂本学校教育部長　来年度分については、予算づけはしてあります。ただし、全額都の委託金です。

望月教育総務課長　もとは国費です。

細野委員　独自の予算はないんですか。それはちょっと問題だな。

小田原委員長　私から申しわけないんだけど、文科省からとか、警察庁からあったからこういう対応をするというところに問題があるわけで、事が起こってから常にこういう後対応になっているわけですね。やはり、先手先手を打ってほしいんです。例えば、以前から細野委員からあった安全マップをインターネットで構築するよという話はどうなっちゃったのかということなんだよね。それを含めて、八王子市としての安全対策、あるいは防犯がどう動いているのか、そこがあれば、これをやらなくたって済むかもしれないとい

う話になるはずなんだよね。今のこのスクールガードリーダーについては、例えば多摩市あたりが新聞報道されましたよね、あれと同じなんですか。多摩市は別途、元警察官を使って、もっと人数が多い形で学校に配置しているとか、あるいは市内を防犯で歩いているのか、どうなんですか。

志萱教育総務課主査　多摩市の状況につきまして、多摩市の教育委員会に直接は聞いていないんですが、都教委を通じた話では、多摩市もこの事業を同じようにやっている。ただ、実際、多摩市はほんとうにただ学校を回っているだけというような話も情報として聞きました。

川上委員　それが新聞に出たわけですね。でも、抑止効果はあるわけですから。

細野委員　今、川上委員から抑止効果という話が出ましたけれども、抑止効果はすごく大事なんですよ。提案なんですけれども、タクシー会社と連携すべきだと思う。一つ、その理由は、タクシーは、無線を持っている。だから、緊急性という点では非常にいい。それから、小さな小路にも入っていくわけですよ。タクシーはテリトリー制をとっていますから、そういう点では専門家であって、地の利がよくわかっている。ぜひ私は、タクシー会社との連携というのを八王子はとるべきだと思う。それを早急にやってほしい。これは予算づけと関係ない。だから、緊急性のあることは、予算づけがどうのこうのというような姿勢ではなくて、やるべきことはすぐやる。最近で言えば、アスベスト対策ですよ。そのことについては、私は、皆さんを非常に評価している。どうのこうのと逡巡している場合じゃないと、私は思っています。

小田原委員長　そうですね、こういう問題は、指示待ちじゃなくて、やっぱり常にやっている、学校対応とか、あるいは教育委員会の対応もそうで、今回の広島だとか、栃木の話を知っていると、後から、こういうことがあったというのが出てくるわけだよね。不審者がいたとか、あるいは危険な箇所だと指摘されていたけれども、ほうったらかしていたというようなことのないようにしていきたいですよ。

齋藤委員　こういう問題は、どこまで予算組みをして、どこまでやったらいいかというのは、ほんとうにこれは難しい問題だと思います。ただ、できることはいろいろとやっていくべきだと思うんですが、その中の一つ、やっぱり今皆さんからの発表を聞いていても、一つ足りないなと思ったのは、子ども自身にやはり危険の意識を持たせるということが重要で、これにはお金をかけずにできると思うんですよ。私も前に防犯の講習を受けたときに、例えば子

どもたちが下校のときにちょっと後ろを振り返るとか、周りをみたりとか、知らない人と話すときは1メートルは離れようとかというのも、結構有効なようなんですよね。そういったことというのは、子どもたちに教えていかなきゃならないじゃないですか。やっている学校もあるんですよね。

手前みそなんですけれども、平成9年のとき、「酒鬼薔薇の事件」があったときに、私、第三小学校のPTAの会長をやっていたんですが、やはりその地域で、ちょっと不審者事件があったんですね。それはやはりPTAが立ち上がって、学校と連携して防犯教室というのを初めて、学校でやったんです。子どもたちを集めて、先生方と一緒に劇をつくって、子どもたちを交えて、先生方とPTAで寸劇をやっているんですよ。大声教室って、どこまで声が出るかというのを、コンテストみたいなのを、子どもたちと、楽しみながらも、怖いんだぞというところを教え込むのをやった。それを毎年、第三小学校はことし9年目、全生徒を対象に、いまだにやっぱり先生方が手づくりの劇を子どもたちに見せて、子どもたちに体験させているというのをやっているんですよね。おそらく最初だけじゃなくて、いろいろとその危険意識を持っている学校は、うまくやっている学校はあると思うんですよ。そういうところの事例をどんどん集めて、やっぱり教育委員会からすべての学校に、何とか防犯教室の実施というのはお願いできないんでしょうか。これにはお金もかからないだろうし、即やっていけることだと思うんですよ。有効だと思うんですよ。

望月教育総務課長 防犯教室につきましては、既に、もちろん、八王子市でも取り組んでいまして、すべての学校で一回、セーフティー教室ということでやっておりまして、3年に一回は現職の警察官がその中に入るようなローテーションも計画して実施しています。

それから、もう一つは、子ども自身が安全意識を高め、防犯意識を高めていくということで有効とわれておりますけれども、来年度も生活安全部のほうで、予算のほうを設定しようということで今考えておりますけれども、立正大学の先生で、今マスコミでも相当有名になっておりますけれども、小宮助教授のほうの指導による、子どもが地域の安全マップをつくる作業みたいなものを、実際に子どもと、子どもが通学路を歩きながら、学校の計画の中に位置づけて、それをやっていこうという取り組みを来年度予定しております。

それから、既に、これはその動きとはまた別だったんですけども、東京都治安対策本部と東京都の教育庁のほうで、安全マップづくりのための講習会を来年1月に行うということで、さらにそれを全校の取り組みにしていこうということで、既に動き出しているというこ

とです。こちらのほうには既に取り組んでいることについては触れていなかったんですけども、一応、それもやっていかなければならないことは認識しております。

小田原委員長 お話を聞いていると、結構だとなるんだけど、齋藤委員が言っているのは、防犯教育を各学校でやるべきだと言っているわけね。例えば防災教育をやっているかという、本校ではやっていますと。では、何をやっているかといったら、9月1日に避難訓練をやって、消防署からだれかが来て説明すると、それをもって防災教育やっているという話だけでも、今の話の半分はそういう話なのね。そうじゃなくて、三小みたいに先生方が寸劇をやっていって、そうしようということを子どもたちの心に植えつけていくということが必要だと言っているわけだから、そういうことが各学校でどのくらい行われているか、あるいはやるべきだといったときに、ほんとうにやっているんだと、日常的に、そういうことをぜひ確認して行ってほしいということだと思うんですが。

石川教育長 大和田小でしたか、大声コンクールみたいなのをやっているんですけども、そういうのを実際にやっている学校というのはどのくらいあるんですか。

小田原委員長 そういうことを聞きたいね。

岡本学校教育部参事 細かくはつかんでいませんけれども、校長先生の中には、今、齋藤委員からお話があったように、ちょうど今縄跳びの時期だと。縄跳びは、ちょうどスペースがある程度必要ですね、友達にあたると。そういうことから逆に、そういう危険な状態に遭わないためには、できるだけ縄跳びがちょうど回るぐらいの距離はいつも離してかわるような、そういうことを日常的に指導している学校もございます。学校はいろんなことを、反省指導というのは月一回ありますのでやっていますし、体育指導とか、それから、さまざまな集会等がありますので、直接防犯教育ということだけでなく、間接的にやっていると思うんですね。そういうのを積み重ねていけば、かなり日常的にやっているということが、結果としては出てくると思います。それをまた、こちらのほうも情報収集を、そういう観点でしっかりしていきたいと思います。

細野委員 ちょっと質問です。防犯とか防災、それぞれ各学校に責任者っているんですか。校長先生とか、副校長ではなくて。

望月教育総務課長 防災については、防火管理者が中心ですね、これは副校長になります。それから、ここで学校の不審者対応といいますか、防犯のほうですけども、それについては、学校安全主任を設定していただくように、今年度4月に、設置するよというよということで、

こちらも通知を出しております、設置をしている。一応重なる場合もありますけれども、安全主任のほうは生活指導主任がなったりとか、あるいは主幹クラスの者がなっているのが多いようです。

細野委員　　そういう人たちは、このスクールガードリーダーの学校巡回とかというときには、指導的にかかわるんですか。

望月教育総務課長　　この巡回について、管理職は当然なんですけれども、授業がない場合については、必ず学校安全主任が立ち会っていくということを、各学校のほうに既に通知をしております、そこが中心に、管理職が出席できない場合も、そこが中心に動くようにということでは、先日校長会がありまして、具体的に示して、そちらのほうの取り組みを要請しております。

小田原委員長　　そのほかに何かございますか。

川上委員　　一番最初におっしゃった、地域の人の見守りというのがありましたよね、これは八王子の市民一人一人が、それこそ安全で平和な社会をつくるという意識でできたんだと思うんです。それを、ここは教育委員会ですから、学校教育の安全ということでやっていますけれども、市全体を考えたときには、一人一人の市民の意識ということだと思えます。その意識を育てるのは、私は社会教育なのではないかと思うんですけれども、いっぱい組織ができますと、私はこういうお役目ですと言う方がいらっしゃるんです。私はこういう役目ですということが強くなればなるほど、ほかの方はしてはいけないのではないかという意識にとられますので、そのこのところの全体の意識というのは大きいと思います。人選にも影響すると思います。ちょっと感想というか、思いですけれども。

小田原委員長　　だから、スクールガードリーダーができたなら、地域の安全指導員は、もう私の役目は終わったなんてなりかねませんよね。

川上委員　　それとまた、一般の方、ボランティアとか、そういう講習を受ける方たちでない方たちが、もういいやと思ってしまうのが怖い。ほんとうは一人一人全員がしなければいけないことですから。

小田原委員長　　恩方一小とかは、地域ぐるみで動いているという話を聞きますよね。ほかのところも、そういう動きができていくかというのはどうなのでしょうね。

望月教育総務課長　　先ほどちょっと御説明した中で、防犯パトロールを地域で取り組んでいるところがありまして、そこも、当初はPTAと、それから町会、別々のパトロールをやっ

ていましたが、毎日パトロールのあきがないようにするというので、全部統合したらしいです。それを今まで5時から6時にパトロールをやっていたものを、4時から5時半に繰り上げるというような工夫をしてやるということで、それは地域ぐるみでやっているという、非常に先進例です。加住地域でございます。

あと、それ以外は、一小ですが、PTAが呼びかけて、一小の学区の町会に、学校安全の担当というのを全部の町会に担当者を置いて、半ば有無を言わず活動に参加するというので、地域の取り組みとしてやっているということです。

恩方一小は、今お話がありましたように、これは学校内への侵入でございますけれども、保護者が毎日校舎の入り口のところに授業時間中ずっと立ち番をするという取り組みで、これも、保護者全員ですから、保護者全員が大体年2回程度の順番で回ってくる。そういった取り組みを、地域のほうにも働きかけていきたいと思っています。

それ以外のところでも幾つか聞いておりますけれども、さらに、先ほど学校の中で防犯教育の取り組みの事例、そういったことを我々も収集し、全体にも情報を出していきたいと思っています。

小田原委員長　　いかがですか。

防犯パトロールについては、渋谷とか、池袋のまちの中を歩いていると、ベレー・エンジェルズという名前でしたか、名前はちょっと正確じゃないかもしれませんが、その理事長さんの話によると、八王子地区は、伝統的には、かなり高いレベルで行われているという話なんです。それに安心せずに、全市民的な安全対策を推進していくということ、ぜひ考えていきたいですね。

では、以上でよろしいですか、ただいまの報告については。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それ以外の報告、何かございますでしょうか。

坂本学校教育部長　　特にございません。

小田原委員長　　それでは、特にないようでございます、以上で本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

【午前10時45分閉会】